

平成 24 年 5 月 17 日改定

河川カルテ作成要領

1. 目的

河川カルテは、河川巡視や点検の結果、維持管理や河川工事の内容等を継続的に記録するものであり、河道や施設の状態を把握し、適切な対応を検討する上での基礎となる重要な資料である。また、河川管理の PDCA サイクルを具体化していく上でも基本的な情報となる。なお、河川カルテの効率的な更新と利活用に供するため、電子データ化及び共有サーバ等への適切な格納を行うなど、データベース化に努める。

2. 河川カルテの構成

(1) 基本カルテ (様式-1)

河川及び河川管理施設の状況について、河川工事に伴う改変の他、河川巡視、点検、地域からの情報等により得られた次の変状等を平面図中に累加して記載する。

- ・みお筋(砂洲)の変化、水衝部・洗掘箇所等の河道の異常・変状、堤防の異常・変状
- ・治水・利水に支障のある不法行為(ゴミ、不法占用等)
- ・治水・利水に支障のある施設本体及び施設周辺の異常・変状等

(2) 経時カルテ (様式-2)

基本カルテに記入した項目において、堤防、護岸、河道等に係る変状の時間的経過が確認できるよう箇所毎に記入する。

(3) 施設カルテ (様式-3)

堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘等の河川管理施設に係る変状の時間的経過が確認できるよう施設毎に記入する。

なお、機械設備・電気通信施設等の点検結果については各々の点検にて記録されることから、重大な変状等についてのみ記載する。

3. 河川カルテの作成及び管理

河川カルテは様式-1、2、3に記入するものとする。

事務所長等は、出張所長等を基本として河川カルテの管理者を指名する。管理者は、河川カルテの記入者(管理者自身を含む)を指名する。更新及び記載内容の変更は管理者のみが、記入は記入者のみが行えるよう、データを管理することとする。

河川カルテの管理者は、過去に作成された河川カルテの保存に努めることとする。また、記録された膨大なデータを効率的に管理するため、並びに河川カルテの事務所内の情報共有や河川カルテの更新を容易にするため、データベース化に努めることとし、データベース化後においても、バックアップを定期的に行うなど、確実なデータの保存に努めることとする。

河川カルテは事務所内で共有(閲覧のみ)できる状態にし、平常時からの情報共有に加え、重大な変状等についてはその都度事務所内で情報共有を図ることとする。また、

出水期前点検、台風期点検、出水後点検などの河川カルテの更新時期において、適宜事務所長等をはじめ関係職員にてカルテの記載内容の確認を行うこととする。

4. 作成様式

(1) 基本カルテ (様式-1)

- ・平面図に河川の実態に関する基礎情報を記入したもので、点検結果(調査場所の記号および主な点検内容)を追加していく。
- ・事前に記入する事項として、施設(堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘、その他)の位置([1]、[2]、[3]・・・)を示し、名称を記入する。施設番号が整備されている場合は施設番号を使用する。
- ・点検時(後)の記入方法は点検時や日頃の河川管理で発見した河川及び河川管理施設に関わる変状等について該当箇所(①、②、③・・・)を示し、点検内容等の経過は経時カルテに記入する。施設本体(機械施設、電気施設の軽微な内容は除く)及び施設周りの場合は施設カルテに記入する。
- ・記入内容は河川及び河川管理施設に関わる変状等以外にも水質事故、水難事故等考えられるが、少なくとも河川及び河川管理施設に関わる変状等については記入し、その他の項目については、河川の特性等により重要性の程度が異なると考えられることから、これまでの維持管理状況より必要に応じて事務所長等に相談の上、出張所長等が判断する。基本カルテへ記入する目安としては、点検で確認された内容及び月1回提出する河川巡視報告書の内容程度が考えられる。
- ・基本カルテには、発生年月を記載する。また、変状等の状態が継続しているのか、対応が完了しているのか判別出来るようにする。

(2) 経時カルテ (様式-2)

- ・基本カルテに記入した項目において、堤防、護岸、河道等に係る内容を時間的経過が確認できるよう箇所毎に記入する。変状等の原因が出水、地震、不法行為等と分かる場合には、その原因の状況(雨量等)を記載し、経年変化が把握できるよう変状等の定量的な把握に努め、変状等の状況が分かる写真(場所が特定できる遠景と近景)を添付し、何らかの措置を実施した場合には、措置の方法の概要、その措置を行った判断及び措置後の状況が分かる写真等を添付する。
- ・措置方策に関して、河川工事であれば実施した工事名及び工期を追加記入し、要観察等継続的な措置が必要な場合は、対応が不要となるまで措置後の状況も追記する。

(3) 施設カルテ (様式-3)

- ・基本カルテに記入した施設について詳細な情報を記入する。
- ・事前に記入する事項
 - ①基本カルテにて記した施設の番号を右肩に記入する。
 - ②諸元、一般図を記入する。
- ・基本カルテに記入した項目において、施設(堰、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、橋、伏せ越し、河底横過トンネル、陸閘等)に係る内容を記入する。変状等の原因が分かる場合は、その原因の状況を記載し、経年変化が把握できるよう変状等の定量的な把握に努め、変状等の状況が分かる写真(場所が特定できる遠景と近

景)を添付し、措置を実施した場合は措置後の状況が分かる写真を添付する。

- ・機械設備・電気通信施設等の点検結果については各々の点検様式にて実施されることから軽微な内容については当該様式の記載対象外とし、重大な変状等についてのみ記載する。
- ・措置方策に関して、河川工事であれば実施した工事名及び工期を追加記入し、要観察等継続的な措置が必要な場合は、対応が不要となるまで措置後の状況も追記する。

5. 活用

河川維持管理計画に基づく維持管理を通して、個々の河川の具体的な維持管理を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要である。このため、河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理の具体化に当たって活用する。

また、河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析・評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまで積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえて対応することが必要であり、河川カルテの情報の活用、あるいは河川カルテの記載手法の検討に当たっては、必要に応じて専門家や学識者等の意見を聴きながら実施することが望ましい。

河川カルテは維持管理状況を確認できる基本的な資料であることから、維持管理関連予算要求の説明資料や被災時の災害復旧申請に資する基礎資料とする。